重要事項説明書

（介護予防短期入所療養介護）

１　事業所の概要

事 業 所 名	介護老人保健施設　なでしこの里 リハビリひらつか
所 在 地	神奈川県平塚市東八幡四丁目１９番３号
介護保険事業所番号 管理者及び連絡先	１４５２０８００６０号 管理者　桐山　誠一 電話　0463-23-7045　　FAX　0463-22-4187

２　事業所の職員体制等

職　　種	人　　員
管理者および医師	１．０名以上
医師	１．０名以上
薬剤師	０．４名 以上
看護職員	１０．０名以上　（
介護職員	３０．０名以上
支援相談員	１．０名 以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	１．０名 以上 １．０名 以上 ０．２名以上
管理栄養士	１．０名以上
事務員	３．０名以上

３　利用者負担

①　利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙「利用料一覧表」の通りとなります。この金額は、次の３種類に分かれます。

１．介護報酬に係る利用者負担金（法定代理受領サービス）

２．運営基準（厚生省令）で定められた費用（その他の自己負担）

尚、２の費用にあるクラブ活動等材料費については、以下の通りとなります。

◆クラブ活動等材料費：映画DVDメディア・フラワーアレンジメント・CD音楽鑑賞用・いろがみ（色画用紙）・絵描きセット（模造紙、絵の具、筆、クレヨン、ペーパーパレット）・鉛筆・消しゴム・粘土・ボンド・のり・セロテープ・書道（墨汁、半紙、毛筆）・おやつ作り（材料代）・風船・ビーズ（アイロン）細工・楽器（鈴、タンバリン）・ステンシル（ブラシ、シート）

※クラブ活動等に参加された方は、材料費を参加人数で除した金額を実費としていただきます。

３．外部業者委託契約（レンタルサービス）で定められた費用（自己負担）

② 支払方法

利用者負担金は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月１０日までに作成し、当該合計額をその月の毎月２７日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に所定の口座より引き落としにて支払うものとします。諸々の事情により引き落としが不可能の場合は別途話合いの上、双方合意した方法によります。

※介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

４ 定員

入所定員 100 名　　2 階一般棟　56 名（個室 2 室・2 人室 5 室・4 人室 11 室）
3 階認知症専門棟　44 名（個室 6 室・2 人室 1 室・4 人室 9 室）

５ 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

※利用開始時に別紙「緊急連絡先一覧表」に記入頂き、その記載に基づき連絡します。

６ サービス提供地域（通常の送迎の実施地域）

平塚市

７ 協力病院等

名　　称：東名厚木病院 代 表 者：理事長　野村　直樹 所 在 地：神奈川県厚木市船子２３２ 連 絡 先：０４６－２２９－１７７１
名　　称： 国家公務員共済組合連合会　平塚共済病院
代 表 者：院長　稲瀬　直彦
所 在 地： 平塚市追分１９番１１号

連　絡　先：０４６３－３２－１９５０
名　　称：ハローデンタルクリニック
代　表　者：理事長　宮田　肇
所　在　地：神奈川県大和市桜森３―８―１８
連　絡　先：０４６－２６２－３１８０

８　相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設窓口	電話番号　０４６３－２３－７０４５ FAX番号　０４６３－２２－４１８７ 窓口責任者　事務長（山下） 対応時間　９：００～１７：００（平日）

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 平塚市役所介護福祉課	所在地　神奈川県平塚市浅間町９番１号　本館２階 電話番号０４６３－２１－８７９０ FAX番号 ０４６３－２１－９６０２ 対応時間　８：３０～１７：００
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　神奈川県横浜市西区楠町２７－１ 電話番号０４５－３２９－３４４７ 利用時間　９：００～１７：００

○ 平塚市以外にお住まいの方

お住いの市区町村へお問い合わせください。

９　当法人の概要

法人の名称	社会医療法人社団　三思会（さんしかい）
代表者名	理事長　野村　直樹
所在地・電話	神奈川県厚木市船子２３２ 電話　０４６－２２９－１７７１
業務の概要	医療、健康診断、介護保険関連施設の運営

10　当施設の利用の指針

施設利用申込については別紙「介護老人保健施設なでしこの里 リハビリひらつか利用指針」に基づきその手続きを行います。

11　短期入所利用中の病院への通院について

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力

医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。その際には、保証人の方の同伴をお願いします。

12　短期入所利用中に入院した場合について

第 11 項により受診の結果、入院加療が必要との診断が医療機関より出された場合、当施設との利用契約は解除となり、退所扱いとなります。ただし退所した後も支援相談員への相談は必要に応じ行うことができます。

13　短期入所利用中の薬にかかる費用について

短期入所利用中は施設医師の管理のもと必要に応じ処方を致します。よって入所中は施設外受診し、薬を処方してもらう必要はありません。またその費用は、施設サービス費用に包括されております（施設で負担します）ので、薬にかかる費用を別途負担することはありません。

【 説明確認欄 】

年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し、交付しました。

事業者　事業者名　介護老人保健施設なでしこの里 リハビリひらつか

説明者　　印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者　氏　名　　印